

# 社会福祉法人自洲会 役員等報酬規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人自洲会の役員、評議員及び評議員選任解任委員（以下、役員等）が理事会、評議員会及び評議員選任解任委員会（以下、理事会等）へ出席する場合の報酬等について定めるものである。

## (定義)

第2条 本規程でいう役員等とは、理事、監事、評議員、評議員選任解任委員をいう。

## (理事会等の出席報酬等)

第3条 役員等が理事会等に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対して報酬等は支給しない。役員等の報酬の各年度の総額は以下の額を超えない範囲で支給するものとする。

- (1) 理事 30万円
- (2) 監事 20万円
- (3) 評議員 35万円
- (4) 評議員選任解任委員 10万円

	報酬 (日額)	費用弁償 (日額)
出席報酬等	10,000円	交通費実費

## (監事監査の報酬等)

第4条 監事が監事監査を実施したときは、監査に要した日数より報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

	報酬 (日額)	費用弁償 (日額)
監事監査報酬等	10,000円	交通費実費

## (退任慰労金)

第5条 役員等が退任する場合は下記のとおり退任慰労金を支給することができる。

在任期間 5年以上10年未満	50,000円
在任期間 10年以上	100,000円

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別に定める旅費規程により旅費等を支給することができる。

(報酬等の支給方法)

第7条 役員等に対する報酬は理事会等、監事監査など法人施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

2 報酬等は現金により本人に支給する。

(常勤の役員等の報酬)

第8条 当法人には常勤の役員等は置かないため、この規程には定めない。なお、今後常勤の役員等を置く場合には評議員会の承認を得て、この規程に定めるものとする。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を得て行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。

この規程は、平成30年11月21日より適用する。